

「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」  
とりまとめ骨子（案）

1. はじめに

- (1) 検討会の開催趣旨
- (2) 地方公共団体実行計画制度・地域脱炭素化促進事業制度の現状
- (3) 目指すべき方向性

●地域脱炭素化促進事業制度の導入の背景

- ・再エネの導入拡大に伴い、景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害など、様々な懸念が生じている。また、再エネ導入による地域へのメリットが見えにくいとの指摘もなされており、これらの課題は、地域の再エネの受容性の低下につながり、地方公共団体による抑制的な条例やガイドラインの策定も増加しているところ。
- ・こうした状況を踏まえ、令和3年の地球温暖化対策推進法の改正により、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する、地域共生型再エネの導入拡大を推進する仕組みとして、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。

●地方公共団体が地域共生型再エネ導入を推進する意義

- ・地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとされている。2050年カーボンニュートラルに向けて、地方公共団体が、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進することが重要であることに加え、地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存している中、地域のエネルギー自給率を高めることは、今般のロシアによるウクライナ侵略や電力需給逼迫のリスクへの対応力を高め、地域の持続可能性の向上につながる。また、地域の企業や地方公共団体を中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネ等のポテンシャルを有効利用することで、地域の経済収支の改善や、企業誘致や地元企業の脱炭素化支援を通じた新たな産業・雇用の創出、地域内経済循環につなげることができる。加えて、頻発・激甚化する災害に強い地域づくり等様々な地域課題解決にも貢献し得る。

●地域共生型再エネ導入に向けた地域脱炭素化促進事業制度の在り方

- ・上述のとおり、再エネは地域資源であり、その活用は、地域を豊かにし得るとの認識が重要であり、地域脱炭素化促進事業制度は地域共生型再エネの創出、それによる地域課題の解決・地域活性化に資するものである。地域において再エネ事業を推進する上で、再エネを促進するエリアや環境保全を優先するエリア等の土地利用や、地域貢献の取組、環境保全の取組等、地域共生型再エネの在り方は、地域の実情に応じて様々である。したがって、

中長期的な地域の最適な土地利用の在り方を含め、望ましい地域共生型再エネの在り方について地域で議論し、合意形成を図ることが、事業の予見可能性を高めるために重要になる。

もとより、地域脱炭素化促進事業に関する制度の目的は、再エネ事業について、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することである。検討に当たっては、地域の再エネポテンシャルを把握し、中長期の再エネ利用促進に係る目標を立て、土地利用・インフラや地域経済のあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要である。したがって、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討に当たっては、可能な限り広域でのゾーニングを行うことが最も理想的な考え方となる。

- ・また、市町村境に再エネポテンシャルが存在する場合や動植物の分布が広域にわたる場合等も想定されるため、都道府県とも連携の上、複数市町村による促進区域の共同策定等、広域連携を進めることも重要。
- ・他方で、促進区域等の設定に取り組む市町村の状況、地域コミュニティの再エネの受容性等は様々であり、広域ゾーニングに向けて段階的に取組を進める前提で、まずは合意形成のし易い、特定の地区・街区の地域共生型再エネの導入を後押しするため、促進区域等の設定を行うことも考えられる。例えば、再エネ需要が想定される、スマートコミュニティや工業団地等を促進区域として設定し、再エネの需要と供給のマッチング、エリアのブランディング、企業誘致等を図ることも考えられる。
- ・さらに、事業者の知見を活用し、実効性の高い促進区域等の設定を進める観点から、地域貢献の取組も含めた、事業者の提案を端緒として、促進区域の設定を検討することも考えられる。この場合、具体的な事業も想定した上で、地域の進めたい地域共生型再エネの創出を促すために制度が活用可能。

## 2. 地域脱炭素・地域共生型再エネの促進に向けた対応の方向性

### (1) 地域脱炭素化促進事業制度

#### ●市町村の支援強化

- ・再エネポテンシャルや環境情報等の収集・整理、ゾーニングに関する地方公共団体の負担を軽減するため、REPOS等の情報ツールを拡充する。
- ・地方公共団体による促進区域等の設定に対する財政支援を行うとともに、再エネ種毎の特性を踏まえつつ、既存の取組を含め成果の分析・モデルの整理を行い、地方公共団体実行計画マニュアル等に反映することにより、効果的な促進区域設定を発信する。
- ・地方公共団体担当者向けに、促進区域設定から地域脱炭素化促進事業の認定までの手続を整理し、地方公共団体実行計画マニュアルの拡充等を行う。
- ・市町村が、事業性も考慮しつつ、地域課題の解決・地域活性化に貢献する再エネ事業をつ

くる促進区域を設定できるよう、事業者が地域貢献策を含めた促進区域等に関して提案できることとする等、制度的な対応を含め、必要な措置を検討する。

- ・地方公共団体や地域の民間企業において、再エネ事業の計画・実行ができるよう、研修等の人材育成や人材派遣等の支援を強化する。

#### ●地域脱炭素化促進事業への経済的インセンティブの強化

- ・認定地域脱炭素化促進事業への税制優遇措置を設けるなどのインセンティブ強化を検討する。
- ・地域脱炭素化促進事業制度を活用した再エネについて、特に合意形成に必要な環境調査などの、事業化可能性調査の支援を検討する。

#### ●地域脱炭素化促進事業制度の強化・合理化

- ・都道府県と市町村が連携し広域の促進区域設定を可能とするため、都道府県が市町村と共同で促進区域を設定できることとする等、制度的な対応も含め、必要な措置を検討する。
- ・促進区域設定手続の柔軟性を高めるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とする等、制度的な対応を含め、必要な措置を検討する。

#### ●他の関連する制度との連携

- ・建築物省エネ法の促進計画と温対法の促進区域の一体策定を通知・マニュアル等で促す、所有者不明土地対策を活用する、都市計画における土地利用の考え方等との調和を図るため地方公共団体の環境部局に対し都市部局と連携した促進区域の検討を促す等、他省庁の関係制度との連携を強化する。
- ・地域脱炭素化促進事業制度を活用した再エネについて、FIT・FIP制度における地域共生を図るための手続との連携を検討する。
- ・地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の評価において、地域脱炭素化促進事業の認定取得の有無を考慮する等、制度の連携を検討する。

#### ●次世代太陽光電池の需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池・建材一体型太陽電池等の次世代型太陽電池の需要を創出するため、関係省庁と連携し、次世代型太陽電池導入も視野に入れた促進区域の設定を促進する。

### (2) 地方公共団体実行計画の策定・実施

#### ●広域連携、他計画との一体策定の促進

- ・地方公共団体実行計画と、地域気候変動適応計画や生物多様性地域戦略等の横断的な対応が求められる関係計画との一体策定を促進するため、一体策定の優良事例や、両計画の政策目的に資する具体的な取組の整理等を行う。
- ・既存の連携枠組み（定住自立圏・連携中枢都市圏など）を活用している地方公共団体にお

ける、地方公共団体実行計画の共同策定を促進する。

●**地方公共団体の関係部局間の連携を促進するための関係省庁の連携強化**

- ・建築物省エネ法に基づく促進計画の作成における、建築部局・環境部局の連携を通知等で促すなど、関係省庁と連携し、地方公共団体の関係部局間の連携体制構築を促進する。

●**実効的な計画策定に向けたマニュアルの見直し**

- ・小規模な地方公共団体において、区域において取り組むことが考えられる脱炭素施策、検討手順、優良事例等を整理して、地方公共団体実行計画マニュアル等に反映させる。

●**地域脱炭素の見える化の促進**

- ・地方公共団体脱炭素取組状況マップの拡充等を行い、地方公共団体の取組の見える化を進める。
- ・地域共生・裨益型再エネ導入の事例集を整理し、効果的な発信を行う。

●**金融面からの地域脱炭素支援**

- ・地方公共団体実行計画に基づく地域脱炭素の取組について、事業の政策的意義や収益性を考慮しつつ、株式会社脱炭素化支援機構（JICN）や地域金融機関等を通じて、資金供給面から支援する。
- ・地域金融機関等を通じた、地域脱炭素支援を加速化させるため、脱炭素アドバイザー資格制度により認定された民間資格等を活用した人材育成を行う。

**（３）中長期的な検討課題**

●**系統整備・運用との連携**

- ・地域脱炭素化促進事業の円滑な実施に向けた系統接続の円滑化の検討（例えば、再エネ目標や促進区域設定に当たっての系統情報の更なる利用可能性、需給一体型の事業や地域でのエネルギーマネジメントの促進、ローカル系統整備の円滑化の検討等）。

●**地域脱炭素施策の実行のための中間支援体制の構築**

- ・実効的な計画策定の促進や脱炭素施策の実行促進に向けては、中間支援体制の構築が不可欠。環境省地方環境事務所、都道府県、地球温暖化防止活動推進センター、脱炭素まちづくりアドバイザー等の既存の支援枠組みの成果等も踏まえつつ、地域共生型再エネの導入を含む脱炭素施策の実行を支援する中間支援のモデル事業を実施しながら、その在り方を検討する。